兵庫県	神戸市
	尼崎市
	西宮市
	芦屋市
	伊丹市
	宝塚市
	川西市
	姫路市
	明石市
	加古川市
	高砂市
	加古郡　播磨町
奈良県	奈良市
	生駒市
	橿原市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市
島根県	松江市
岡山県	岡山市
	倉敷市
	玉野市
広島県	広島市
	呉市
	福山市
	三原市
	尾道市
	府中市
	大竹市
	廿日市市
	安芸郡　府中町
	海田町
	坂町
山口県	下関市
	山口市
	宇部市
	防府市
	岩国市
	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市

愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	北九州市
	福岡市
	久留米市
	大牟田市
	直方市
	飯塚市
	田川市
	行橋市
	中間市
	筑紫野市
	春日市
	大野城市
	宗像市
	太宰府市
	古賀市
	福津市
	筑紫郡　那珂川町
	糟屋郡　宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　新宮町　久山町　粕屋町
	遠賀郡　芦屋町　水巻町　岡垣町　遠賀町
	京都郡　苅田町
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
	佐世保市
	西海市
熊本県	熊本市
	荒尾市
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

備考　この表に掲げる市町村及び特別区の名称及び区域は、平成二十三年九月一日における名称及び区域とする。

○厚生労働省告示第三百九号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第五十九条第二項第二号の規定に基づき、昭和五十年労働省告示第八十五号（雇用保険法施行規則第五十九条第二項第二号の規定に基づく厚生労働大臣の定める地域）の全部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。ただし、同日前から引き続き改正前の同告示に定める地域のうち改正後の同告示に定める地域以外の地域に居住しており、かつ、同条第一項第一号に規定する通所をしている者については、改正後の同告示の規定にかかわらず、同条第二項第二号の厚生労働大臣の定める地域に居住しているものとみなす。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則第五十九条第二項第二号の規定に基づく厚生労働大臣の定める地域は、次の表に掲げる市町村及び特別区域以外の地域とする。

北海道	札幌市
	江別市
	函館市
	小樽市
	旭川市
	室蘭市
	釧路市
	帯広市
	苫小牧市
	千歳市
	恵庭市
	北広島市
	夕張市
	岩見沢市
	登別市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市
	塩竈市
	名取市
	多賀城市

秋田県	秋田市
山形県	山形市
福島県	福島市
茨城県	水戸市
	日立市
	土浦市
	古河市
	取手市
栃木県	宇都宮市
	足利市
群馬県	前橋市
	高崎市
	桐生市
埼玉県	川口市
	所沢市
	蕨市
	戸田市
	鳩ヶ谷市
	朝霞市
	和光市
	新座市
	川越市
	熊谷市
	春日部市
	狭山市
	上尾市
	草加市
	越谷市
	入間市
	志木市
	桶川市
	八潮市
	富士見市
	三郷市
	ふじみ野市
	入間郡　三芳町